

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03293

研究課題名(和文) 行政の民営化と自治体行政の変容 - 指定管理者制度と公の施設のあり方を通して -

研究課題名(英文) Privatization of administration

研究代表者

三野 靖 (MINO, YASUSHI)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：90512575

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：近年、公共施設を巡っては、市町村合併による重複配置、老朽化、民間委託・民間移譲等の課題が生じているが、人口減少、緊縮財政等による統廃合等、公共施設のあり方が問われている。総務省も2016年度までに各自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう求めている。そこで、大学・研究機関の研究者、県内の自治体関係者(職員、議員等)をメンバーとし、公共施設のあり方研究会を立ち上げ、県内における公共施設の統廃合の方向性と現状、今後の動向を調査し、地域における公共施設のあり方について考えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

県内自治体の公共施設の統廃合計画の策定状況・内容の分析、自治体ヒアリング及び現地視察を実施した。各自治体の担当部局に協力いただき、各自治体における公共施設の維持管理・統廃合の課題、具体的な施設の現状や活用方法等の知見を得た。各自治体が抱える課題や先進的な取り組みについて実態に即した知見を得ることができた。具体的には、公共施設等総合管理計画の分析、数値目標の設定のあり方、総合計画等上位計画との関係、まちづくりとの関係、小学校の統廃合と利活用、地域団体との関係、住民参加手法、市町村合併との関係、起債(最適化事業債等)の活用の有無、財政状況等について、ヒアリングを実施した。

研究成果の概要(英文)：We decided to set up a study group on public facilities, investigate the direction and current state of consolidation and abolition of public facilities in the prefecture, future trends, and think about the public facilities in the region.

研究分野：地方自治

キーワード：公共施設 統廃合

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2003年の地方自治法改正により公の施設の管理を民間事業者等に使用許可権限も含み包括的に委ねることができる指定管理者制度が創設され、経過措置期間(3年)が過ぎた2006年9月の本格施行から10年を経過する。全国で73,476施設(2012年4月)に導入されているが、指定管理者が固定化する現象がみられる(57,898施設)一方、指定を取り消し、指定期間満了時に管理を取り止める施設も多くなっている(2,068施設)。その理由の過半が施設の統廃合や民間譲渡である(1,102施設)。また、この制度がもたらす課題(選定・実施の透明性の確保、雇用問題、賠償責任等)も顕在化している。本研究は、指定管理者制度と公の施設のあり方を通して行政の民営化が自治体行政に及ぼす負荷・軋みを明らかにし、その負荷・軋みをどのようにしてコントロールするべきか(保障・制度設計責任)、行政の民営化と自治体行政の変容について検討する。

2. 研究の目的

(1)指定管理者制度が公の施設のあり方に及ぼす影響

指定管理者制度は、管理者が変わる場合のみならず、固定化している場合でも、リスクと裏腹の状態が潜在的にあるのではないかと、一方指定管理者制度導入が施設の統廃合や民間譲渡への伏線として使われ、機能しているのではないかとすることを明らかにする。

(2)公の施設の政策的位置づけと公共的価値

公の施設の見直しが進むなか、公の施設の政策的位置づけと公共的価値について導き出す。

(3)行政の民営化が自治体行政に及ぼす負荷・軋みと保障・制度設計責任

行政の民営化の課題(選定・実施の透明性の確保、雇用問題、賠償責任等)を公共性の観点からコントロールするための自治体の保障責任・制度設計責任の考え方とルールを明らかにする。

3. 研究の方法

(1)指定管理者制度の導入状況の分析

特徴的な状況である市区町村において非公募が多いこと、公募しても現管理者が指定される場合が少ないこと(特に都道府県)、指定取消し等の理由として施設の廃止等が過半を占めること(その後の管理も同様)の状況について、どのような事情や背景があるのか明らかにする。具体的には、

については、市区町村特有の公の施設の設置状況 1、地方の市町村における諸事情(第三セクターの存在、市場の有無等)が影響していないか、という観点から調査分析する。

1 調査結果では、市区町村では、自治会等の地縁による団体(自治260条の2)が指定管理者になっている施設が15,721施設(市区町村の指定管理施設58,712施設のうち26.8%)で、うち文教施設が8,914施設である。

については、都道府県の場合、大規模な施設が多いため、管理運営できる事業者が限定されることなどが影響していないか調査する。また、公の施設にネーミングライツ(公の施設の呼称の命名権の売却)を導入する自治体が増えているが、このことが何らかの影響を与えてはいないか、という観点から調査分析する。

については、指定管理者制度は地方自治法改正により2003年9月から施行され、3年間の経過措置期間が設けられていたが、施設のあり方について十分な検討したのか、また平成の大合併の時期と重なり、合併前の自治体で重複している施設のあり方について十分な検討したのか、という観点から調査分析する。

(2)指定管理者制度導入施設の今後の動向

導入状況の分析を踏まえて、次のような点について考察する。

特徴的な状況(1)との関係では、指定管理者が固定化した施設において、指定管理者が撤退しようとする場合、撤退の理由、自治体の対応、その後の状況等について調査検討する。一方、新しい事業者になる場合、管理運営の継続性、職員の雇用問題、事業者間の引継ぎ等の課題について調査検討する。

関連して、自治体にとって不可欠な(廃止等できない)施設における管理運営のあり方として、直営(業務委託を含む)による管理運営 2の可能性についても調査検討する。2 調査結果でも、指定取消し等の後の管理のうち3割の施設が直営(業務委託を含む)に移行している。

特徴的な状況(1)との関係では、今後の施設の廃止等の動向等について調査検討する。具体的には、当該自治体における当該施設の政策上の位置付け、住民生活における必要性、住民の役割・負担、財政状況との兼ね合い等について調査検討する。また、民間譲渡等の場合は、その手法、手続、その後の対応等(特に、住民の合意形成のあり方)について調査検討する。

4. 研究成果

近年、公共施設を巡っては、市町村合併による重複配置、老朽化、民間委託・民間移譲等の課題が生じているが、人口減少、緊縮財政等による統廃合等、公共施設のあり方が問われている。総務省も2016年度までに各自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう求めている。そこで、大学・研究機関の研究者、県内の自治体関係者(職員、議員等)をメンバーとし、公共施設のあり方研究会を立ち上げ、県内における公共施設の統廃合の方向性と現状、今後の動向を調査し、地域における公共施設のあり方について考えることとした。

第1回研究会は、2016年10月に進め方について議論をし、第2回研究会は、2017年1月に計画の体系、基本方針、目次を分析し、各計画の特徴を分析した。

2017年度以降は次のとおり開催した。県内自治体の公共施設の統廃合計画の策定状況・内容の分析、自治体ヒアリング及び現地視察を実施した。各自治体の担当部局に協力いただき、各自治体における公共施設の維持管理・統廃合の課題、具体的な施設の現状や活用方法等の知見を得た。各自治体が抱える課題や先進的な取り組みについて実態に即した知見を得ることができた。具体的には、公共施設等総合管理計画の分析、数値目標の設定のあり方、総合計画等上位計画との関係、まちづくりとの関係、小学校の統廃合と利活用、地域団体との関係、住民参加手法、市町村合併との関係、起債（最適化事業債等）の活用の有無、財政状況等について、ヒアリングを実施した。

2017年6月第3回：公共施設等総合管理計画・統廃合計画の分析、2017年9月第4回：三豊市ヒアリング調査・現地視察、2017年11月第5回：さぬき市ヒアリング調査・現地視察、2018年3月第6回：研究会中間とりまとめ、高松市現地視察、2019年9月第7回：三野靖「公共施設再編と今後の公共施設のあり方」、2020年1月第8回：研究者報告

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 三野靖
2. 発表標題 少子高齢社会における公共施設のあり方
3. 学会等名 自治体議員連合全国学習会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 野呂充・岡田正則・人見剛・石崎誠也	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 294
3. 書名 現代行政とネットワーク理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----